

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月11日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度漁業取締船くぼた保守工事
- (2) 工事場所 受注者施設内
- (3) 工期 令和7年7月18日から令和7年9月5日まで
- (4) 工事概要 総トン数 52トン
甲板部 一般保守
機関部 一般保守
無線部 一般保守
- (5) 予定価格 9,966,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 「くぼた」の係留港である船川港を起点として、150海里（約280km）以内に当該保守工事を施工できる施設、設備を有すること。
- (2) 公告の日から過去2年以内に、本船と同規模総トン数以上の保守工事等の同等工事を元請けとして完成させた実績があること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てが

なされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

3 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書、参加者概要表及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。入札参加申請に必要な資料等の配布は、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」による。

①提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 参加者概要表（様式第2号）

ウ 入札参加資格確認資料

・ 2（1）～（2）の要件を有することを証する書類の写し

②提出期限

令和7年6月11日（水）午前9時から

令和7年6月23日（月）午後5時まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③提出先

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部水産漁港課漁業管理チーム

④提出部数

1部（紙ベース）

- (2) 郵便による提出の場合は、書留にて令和7年6月23日（月）午後5時までに（1）③に定める場所に必ず到着させること。

- (3) 提出期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札

者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(6) 設計図書等の閲覧

- ① 本工事に係る特別仕様書、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札説明書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」による。
- ② 閲覧期間は、令和7年6月11日（水）から令和7年6月23日（月）までとする。

(7) 設計図書等に対する質問及び回答

- ① 設計図書等に対する質問は、令和7年6月18日（水）までに書面で行わなければならない。質問書の書式は、申請者が任意で作成する。
- ② 上記質問に対する回答は、令和7年6月23日（月）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条に規定するところによる。

(2) 契約保証金

秋田県財務規則第177条から第179条に規定するところによる。

5 入札書等の提出等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年6月27日（金）午前10時00分

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局財産活用課入札室（本庁舎地下1階）

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法による順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取組の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者とする（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税や社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

8 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札説明書の留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

9 問い合わせ先

秋田県農林水産部水産漁港課漁業管理チーム

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号018-860-1892